

# 全日本愛鱗会

## 支部規則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規則は、日本国内における支部の設置並びに支部の組織及び運営に関する基本的事項を定め、支部の健全な発展を促進し、もって本会の目的達成に資することを目的とする。

#### (名 称)

第2条 支部の名称は、当該都道府県の名称を冠して全日本愛鱗会〇〇支部という。ただし、第6条ただし書の規定により設置する支部にあつては、理事会の議を経て、別に定める。

#### (事務所の設定)

第3条 事務局を設ける支部にあつては事務局を、その他の場合には支部長の住所をその支部の事務所とし、これを本部に報告するものとする。ただし、主として支部の庶務を掌る事務局を設ける場合にあつては、支部長の住所を支部の事務所とすることができる。

2. 事務所の位置に変更があつた場合には、すみやかにその旨を本部に報告しなければならない。

#### (分 会)

第4条 支部に区域を定めて分会をおく。

2. 分会の組織及び運営に関する事項は支部において定める。

### 第2章 支部の廃置分合

#### (支部区域)

第5条 支部区域は都道府県の区域とする。

#### (支部の設置)

第6条 本会の支部は、次の要件を満たした場合において、理事会の議決により、一支部区域に一支部を設置する。ただし、理事会の議決により、同一支部区域内に二以上の支部を設置し、又は前条の規定にかかわらず二以上の支部区域にまたがる区域を定めて支部を設置することができる。

(1) 本部会員及び通常会員の合計数が25名以上であること。

(2) 支部運営に必要な組織が整うこと。

#### (支部及び支部区域の廃止)

第7条 支部が次の各号の一に該当するときは、本部は支部に対して改善の勧告を行うとともに業務指導を行い、なお改善の見込みがないと認められる場合には、理事会及び本部総会の議決により、支部を廃止することができる。

(1) 支部設置の要件の各一に適合しなくなったとき。

- (2) 支部の正常な運営が困難になったと認められるとき。
- (3) 本会の方針に背反する支部の運営が行われていると認められるとき。

### 第3章 支部の業務

#### (支部の事業)

第8条 定款第4条に規定する本会の事業のうち、第5号及び第6号を除くすべての事業で、支部規模で行い得る程度の事業

2. 第5号及び第6号については、本部より指示があった場合それぞれの事業に協力し、又は本部と協議して支部事業として行うことができる。

#### (支部の事務)

第9条 支部は、支部に属する一般事務及び定款、規則その他の規程により支部に属するものとされている事務のほか、本部より依頼又は委任された事務及び地区協議会に関する事務を処理する。

2. 支部に属する一般事務を例示すると、概ね次の通りである。

- (1) 支部の組織及び秩序を維持し、又は苦情の処理に当たること。
- (2) 分会に対する指導、連絡調整及び分会活動の総合調整に関すること。
- (3) 支部会員の名簿作成等支部会員の掌握に関すること。
- (4) 会員の増強に関すること。
- (5) 支部事務の処理に必要な調査を行うこと。
- (6) 支部費及び必要と認められる分担金を徴収すること。
- (7) 基金を設置し、又は管理すること。
- (8) 会員の表彰をすること。
- (9) 各種の行事を行うこと。
- (10) 本部及び支部の行う行事に付随する事務
- (11) 他の団体の行う行事に参加し、又は交流すること。

#### (規約)

第10条 支部は、定款、規則その他の規程に違反しない限りにおいて、支部の業務を執行するために必要な事項について、規約を制定することができる。

### 第4章 支部会員

#### (支部会員)

第11条 支部区域に住所を有する本部会員、通常会員、賛助会員及び名誉会員は、その支部の会員とする。

#### (支部会員の特例)

第12条 次の各号の一に該当する場合には、関係支部の承諾を得て、隣接する同一地区内の他の支部の会員となることができる。

- (1) 隣接する他の支部区域に主たる錦鯉飼育池があり、かつそこが居所となっている場合
- (2) 経済、交通、生活及び交友の面から、近接する他の支部の会員になることが妥当であると客観的に認められる場合

### **(通常会員の権利)**

第13条 通常会員は、本部会員を通じて本部の総会に意見を述べることができる。

### **(支部会員の平等性)**

第14条 本部会員と通常会員とは、支部会員としての地位は平等であるものとする。

### **(支部会費)**

第15条 支部会員は支部役員会において定めるところにより、支部会費を納入するものとする。ただし、賛助会員及び名誉会員はこの限りでない。

2. 既納の支部会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### **(支部会員の処分)**

第16条 支部会員のうち通常会員及び賛助会員については、定款第10条の規定に準じ、支部総会の議決によりその会員を除名することができる。

この場合において、定款第10条中「本部会員」とあるは「支部会員」、「総会」とあるは「支部総会」と読み替えるものとする。

2. 本部会員が定款第10条の規定に該当する場合には、支部長又は支部総会の議長は、支部総会の議決により、その会員の処分又は会員種別の異動について本部に具申することができる。

## **第5章 支部役員**

### **第1節 幹事及び会計監事**

#### **(支部役員)**

第17条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) 会計監事 1名又は2名

#### **(支部役員を選任)**

第18条 幹事及び会計監事は、支部に属する本部会員及び通常会員のうちから、支部総会において選任する。

#### **(支部役員選任の時期)**

第19条 支部役員を選任は、任期満了にともなう改選のある年の年度始めより30日以内に行わなければならない。

#### **(支部長の推薦)**

第20条 支部総会において選任せられた役員は、すみやかに支部役員会を開催して本部会員又は幹事のうちから支部長を推薦し、議長は、すみやかにその氏名を本部に通知するものとする。

#### **(幹事の職務)**

第21条 幹事は、支部役員会の構成員となり、その議決に参加するとともに、支部の業務に関して支部長を補佐し、支部長の指示を受けて業務の執行を分担する。

#### **(会計監事の職務)**

第22条 会計監事は、次の業務を行う。

- (1) 支部の財産の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を支部役員会及び支部総会に報告すること。

- (3) 前号の報告をするため必要あるときは、支部役員会又は支部総会を招集すること。

#### **(支部役員任期)**

第23条 支部役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による支部役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 支部役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### **(支部役員解任)**

第24条 支部役員が次の各号の一に該当するときは、支部総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項の規定にかかわらず、当該役員が支部長である場合には、解任議決を行うことはできない。ただし、本部に対し支部長の解嘱を要請する議決を行うことができる。

### **第2節 支部の長**

#### **(支部長)**

第25条 支部に支部長を置く。

#### **(支部長の委嘱)**

第26条 支部長は、支部の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。ただし、会長が必要と認めるときは、推薦の変更を求めることができる。

2. 委嘱は、支部において推薦の議決があった日にさかのぼって行うものとする。

#### **(支部長の職務)**

第27条 支部長は、支部を統括し、これを代表する。

2. 支部長は、支部の業務を管理し、及びこれを執行する。
3. 支部長は、その権限に属する業務について、補助機関に権限を委任することができる。
4. 支部長は、第47条（総会の議決事項）第4号の規定にかかわらず、支部役員会の議を経て、その権限に属する業務の執行に関して必要な規約を制定することができる。

#### **(支部長任期)**

第28条 支部長任期は、支部役員任期による。

#### **(支部長解嘱)**

第29条 支部長が次の各号の一に該当する場合には、会長は理事会の議を経て、その支部長を解嘱することができる。

- (1) 支部の同意を得て、本人より申出があったとき。
- (2) 第24条（支部役員解任）第2項の規定により、解嘱要請があったとき。
- (3) 支部長の職務上の義務違反その他支部長としてふさわしくない行為があると認め

られる場合。

### **(支部長の交替)**

第30条 支部長の解嘱があった支部は、解嘱通知のあった日から20日以内に第20条(支部長の推薦)の規定に準じて支部長の推薦をしなければならない。

2. 後任支部長の委嘱は、第26条(支部長の委嘱)の規定を適用する。

## **第3節 補助機関**

### **(副支部長)**

第31条 支部に副支部長若干名を置く。

### **(副支部長の選任)**

第32条 副支部長は、支部長が支部役員会の同意を得て、幹事のうちから選任する。

### **(副支部長の任期)**

第33条 副支部長の任期は、支部役員会の任期による。ただし、支部長は、任期中においても支部役員会の意見を聞いてこれを解任することができる。

### **(副支部長の職務)**

第34条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は支部長が欠けたときは、支部長の職務を代理する。

### **(事務局及び事務局長)**

第35条 支部に事務局を設け、事務局長を置くことができる。

### **(事務局長の選任)**

第36条 事務局長は、支部長が支部役員会の同意を得て、幹事のうちからこれを選任する。

### **(事務局長の任期)**

第37条 事務局長の任期は、支部役員会の任期による。ただし、支部長は、任期中においても支部役員会の意見を聞いてこれを解任することができる。

### **(事務局長の職務)**

第38条 事務局長は、支部長及び副支部長を補佐し、支部長及び副支部長に事故あるときは、支部長の職務を代理する。

2. 事務局長は、支部長の監理の下に、次の事務を処理する。

(1) 支部の庶務

(2) 支部の事務及び支部長の権限に属する事務で、支部長の委任又は指示を受けた事務

(3) 会計が設けられていない場合には、支部の会計事務

### **(補助機関としての幹事)**

第39条 幹事は、支部の業務を分掌するときは、補助機関とみなす。

## **第6章 支部の会議**

### **第1節 通 則**

#### **(会議の種別)**

第40条 会議は、支部総会及び支部役員会とし、支部総会は通常総会と臨時総会に

分ける。

#### **(会議の招集)**

第41条 会議は、支部長が招集する。

#### **(臨時の議長)**

第42条 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、すべての議事に優先して、出席構成員の互選により臨時の議長を選出するものとする。

#### **(議 決)**

第43条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **第2節 総 会**

#### **(総会の構成)**

第44条 支部総会は、支部会員をもって構成する。

#### **(総会の開催)**

第45条 通常総会は、毎年4月に開催する。

2. 臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき開催する。
3. 前項のほか、支部会員総数の5分の1以上又は会計監事から会議に附議する事項を示して総会の開催を請求されたときは、支部長は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

#### **(総会の議長)**

第46条 通常総会の議長は、支部長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席者の互選で定める。

#### **(総会の議決事項)**

第47条 支部総会は、別に定めがあるものを除くほか、支部に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) 支部の規約その他の規定を制定すること。
- (5) その他支部の業務に関する重要事項で、支部役員会において必要と認めるもの。

### **第3節 支部役員会**

#### **(支部役員会の開催)**

第48条 支部役員会は、支部長が必要と認めるとき開催する。

2. 支部長は、幹事現在数の3分の1以上から会議に附すべき事項を示して支部役員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に支部役員会を招集しなければならない。

#### **(支部役員会の議長)**

第49条 支部役員会の議長は、支部長とする。

### **(本部役員の出席)**

第 50 条 本部役員は、支部役員会に出席して発言することができる。

### **(支部役員会の議決事項)**

第 51 条 支部役員会は、別に定めがあるものを除くほか、支部に関する次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

## **第 7 章 資産及び会計**

### **(資産の構成)**

第 52 条 支部の資産は、次のとおりとする。

- (1) 前年度末財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

### **(資産の管理)**

第 53 条 支部の資産は、支部役員会の議決により、支部長が管理する。

### **(会 計)**

第 54 条 支部長は、支部役員会の同意を得て、幹事のうちから会計を選任し、会計事務を分掌させることができる。

### **(経費の支弁)**

第 55 条 支部の経費は、資産をもって支弁する。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 56 条 支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の前日までに支部長が作成し、支部役員会及び支部総会の承認を受けて、会計年度開始後 40 日以内に本部に報告しなければならない。

2. 支部長は、事業計画及び収支予算に変更があった場合においては、すみやかにその旨を本部に報告しなければならない。

### **(収支決算及び事業報告)**

第 57 条 支部の収支決算は、支部長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書とともに会計監事の意見書を付け、支部役員会及び支部総会の承認を受けて毎会計年度終了後 40 日以内に本部に報告しなければならない。

### **(会計年度)**

第 58 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## **第 8 章 本部と支部との関係**

### **(会長の指示、助言、勧告)**

- 第 59 条 会長は、本会の運営上又は本会の秩序を維持するため必要と認めるときは、理事会の議を経て、支部に対し総合的な見地から適切な指示をすることができる。
2. 会長は、支部の組織及び運営の合理化と規模の適正化に資するため、支部に対し適切と認める助言又は勧告をすることができる。

### **(局・部長の助言、指導等)**

- 第 60 条 各局・部の長は、それぞれの担任する業務の執行に関して、支部に対し適切と認められる助言をし、又は必要と認められる指導を行うことができる。
2. 各局・部の長は、それぞれの担任する業務に関して、支部に情報の提供又は、資料の提出を求めることができる。

### **(支部長の請求)**

- 第 61 条 支部長は、支部の組織及び運営に関し、又はその合理化と規模の適正化をはかり、支部の健全な発展を促進するため必要があると認めるときは、本部に対し助言、勧告又は指導を求めることができる。この場合において、本部は関係機関の議に付し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### **(報 告)**

- 第 62 条 本部事務局長は、事務の適正な処理を行うため、支部に対し当該事項に関する報告を求めることができる。

## **第 9 章 支 部 長 会**

### **(支部長会の構成)**

- 第 63 条 支部の円滑な運営を図るため、支部長会を置く。
2. 支部長会は、支部長をもって構成する。
3. 支部長会は、会長が招集し開催する。
4. 支部長会は、支部長の合議によって選任された議長及び副議長各々1名を置く。議長及び副議長の任期は、支部長の任期とする。
5. 支部長が支部長会に出席できない場合は、当該支部の本部会員が代理出席することができる。
6. 本部役員は支部長会に出席して意見を述べることができる。

### **(支部長会の機能)**

- 第 64 条 支部長会は、次の事項を審議する。
- (1) 理事会からの諮問事項
  - (2) 理事会への要望、提案
  - (3) 支部相互の連絡、調整
  - (4) その他支部運営の円滑化のために必要な事項

## **第 10 章 雑 則**

- 第 65 条 この規則の施行に関し必要な細則は、理事会において定める。



**附 則**

1. この規則は、昭和60年1月26日から施行する。

**附 則**

1. この規則は、平成元年6月18日改正し、即日施行する。

**附 則**

1. この規則は、平成5年6月27日改正し、即日施行する。

**附 則**

1. この規則は、平成11年6月27日改正し、即日施行する。

**附 則**

1. この規則は、平成22年6月20日改正し、即日施行する。

**附 則**

1. この規則は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。